

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年2月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人東かがわ市ヒューマンライツ協会はぴねす

植谷 るり子

東かがわ市横内732番地

3 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな人権課題解決のため、子どもから高齢者までのすべての人々が自由に集い交流を深めることができる場や、さまざまな人権課題についての学習、意見交換ができる機会の提供を行うとともに、生活上または社会的事象によって発生した悩み事などを話せる場の設定などにより、人権が尊重された笑顔あふれるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。